

(別紙1－4)

1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)(30キログラム以上のものに限る。)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。

イ 対象とする漁業

秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね95パーセントを秋田県くろまぐろ(大型魚)漁業に配分し、残りのおおむね5パーセントを本県の留保とする。また、当該留保については、当該特定水産資源の回遊状況及び漁業法(昭和24年法律第267号)第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、秋田海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。